

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	タメニー株式会社
【英訳名】	Tameny Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 大輔
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号 (注)2026年7月1日から本店は下記に移転いたします。 東京都港区六本木一丁目9番9号
【電話番号】	03-5759-2700(代表) (注)2026年7月1日から下記に変更いたします。 03-6747-5165(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 高橋 美加
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号 (注)2026年7月1日から本店は下記に移転いたします。 東京都港区六本木一丁目9番9号
【電話番号】	03-5759-2700(代表) (注)2026年7月1日から下記に変更いたします。 03-6747-5165(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 高橋 美加
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案：定款一部変更の件（本店所在地の変更）

2026年7月1日付で、本店を東京都港区に移転するものです。

第2号議案：定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）

監査等委員会設置会社へ移行することを主な目的として定款を一部変更するものです。

第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、監査等委員でない取締役として下表に記載の6名（うち横川泰之氏は社外取締役）の選任をお願いするものです。

第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案の承認可決により監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役として下表に記載の3名（うち鶴川太郎氏及び深川裕季氏の2名は社外取締役）の選任をお願いするものです。

第5号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

柿沼佑一氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものです。

第6号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300万円以内（うち社外取締役は240万円以内）とするものです。

第7号議案：監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額240万円以内とするものです。

第8号議案：剰余金処分の件

その他資本剰余金264,971,900円を減少させ、その同額を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	282,933	16,633	-	(注)1	可決 94.45
第2号議案	282,756	16,810	-	(注)1	可決 94.39
第3号議案					
伊東 大輔	282,216	17,350	-	(注)2	可決 94.21
桂 雄人アラン	282,087	17,479	-	(注)2	可決 94.17
佐藤 壮悟	282,273	17,293	-	(注)2	可決 94.23
松本 高一	282,172	17,394	-	(注)2	可決 94.19
長谷川 直紀	282,127	17,439	-	(注)2	可決 94.18
横川 泰之	282,173	17,393	-	(注)2	可決 94.19
第4号議案					
久保 隆	282,223	17,343	-	(注)2	可決 94.21
鶴川 太郎	282,241	17,325	-	(注)2	可決 94.22
深川 裕季	282,234	17,332	-	(注)2	可決 94.21
第5号議案					
柿沼 佑一	282,320	17,246	-	(注)2	可決 94.24
第6号議案	280,373	19,193	-	(注)3	可決 93.59
第7号議案	280,517	19,049	-	(注)3	可決 93.64
第8号議案	282,607	16,959	-	(注)3	可決 94.34

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上